

小平市税条例の一部を改正する条例の概要

1 個人市民税 均等割税率の改正

個人市民税の均等割の税率を、次のように引き上げる。

【改正案】	【現行】
年額 3,000円	年額 2,500円

2 個人市民税 非課税限度額の改正

個人市民税の所得割及び均等割の非課税限度額を、次のように引き下げる。

① 均等割の非課税限度額

【改正案】 所得金額 \leq 35万円 \times 家族数 + 加算額 22万円

【現行】 所得金額 \leq 35万円 \times 家族数 + 加算額 24万円

② 所得割の非課税限度額

【改正案】 所得金額 \leq 35万円 \times 家族数 + 加算額 35万円

【現行】 所得金額 \leq 35万円 \times 家族数 + 加算額 36万円

* 上記①及び②の加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算。

3 固定資産税 附帯設備に関する納税義務者の規定整備

家屋の所有者以外の者が取り付けた附帯設備に対して課する固定資産税については、当該附帯設備を償却資産とし、取り付けた者を納税義務者とする旨規定を整備する。

4 施行期日

平成16年4月1日

平成16年度税制改正における主な改正事項

1 個人住民税

(1) 均等割の改正

- ① 市町村民税の均等割について、人口段階別の税率区分を廃止し、税率を3千円(年額)に統一する。(専決処分事項)

改正案	現 行	
3,000円	人口50万以上の市	3,000円
	人口5万以上50万未満の市	2,500円
	その他の市及び町村	2,000円

- ② 均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻に対する、均等割非課税制度を廃止する。

(2) 非課税限度額の改正

非課税限度額は、生活扶助基準額及び生活保護基準額を勘案して設定されているが、今回、これらの基準額が改正されたことに伴い非課税限度額を次のとおり改正する。(専決処分事項)

① 均等割の非課税限度額

所得金額 ≤ 35万円 × 家族数 + 加算額 22万円 (加算額現行24万円)

② 所得割の非課税限度額

所得金額 ≤ 35万円 × 家族数 + 加算額 35万円 (加算額現行36万円)

* 加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に加算する。

(3) 年金課税等の改正

所得税と同様に公的年金等控除額算定における65歳以上の者への上乗せ措置廃止とあわせて、老年者控除を廃止する。

(4) 土地等の譲渡所得課税及び株式等の譲渡所得課税の改正

- ① 土地等の長期譲渡所得及び短期譲渡所得の課税について、税率を引き下げる。
- ② 土地等の長期譲渡・短期譲渡における損失について、土地等の譲渡による所得以外の所得との通算及び繰越控除は行わない。

- ③ 土地等の長期譲渡所得に係る100万円の特別控除を廃止する。
- ④ 公募株式投資信託証券を譲渡した場合の所得に対し、上場株式を譲渡した場合と同様の優遇税率を適用する。
- ⑤ 上場株式以外の株式を譲渡した場合の所得に対する税率を引き下げる。

2 固定資産税

(1) 制限税率の廃止

固定資産税の制限税率（現行1.5倍）を廃止する。

(2) 商業地等に係る減額制度の創設

商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が70%の場合に算定される税額から減額することができる制度を創設する。

(3) 附帯設備に関する納税義務者の規定整備

家屋の所有者以外の者が取り付けた附帯設備に対して課する固定資産税については、当該附帯設備を償却資産とし、取り付けた者を納税義務者とする。

- * 上記の税制改正のうち、個人市民税における均等割税率改正及び非課税限度額改正、並びに固定資産税における家屋の附帯設備に関する納税義務者の規定整備については平成16年度の課税から適用するため、市長の専決処分により条例改正を行う。他の改正については、平成17年度以降の課税から適用する改正又は市税条例に規定されていない内容の改正である。
- * 平成17年度以降の課税から適用する改正で市税条例の改正が伴う事項については、平成16年度に開催される議会に議案として上程する。